「全国重症心身障害児(者)を守る会」神奈川県支部 - 会 報

2008. NO

光 藤



神奈川県支部·会報

発刊にあたって

定期総会以降、半年が経過いたしました。

伊 藤 光 子

申し上げております。また、短歌、詩、コラム、趣味紹 で宜しく御願い申し上げます。 等、多彩な記事も掲載出来ますよう努力してまいりますの 望、情報提供等、どしどしお寄せくださいますようお待ち 会報を目指しておりますので、会員の皆様のご意見、ご要 今後はさらに会員相互のコミュニケーションの場となる 介

だきました。

刊の運びとなり、この上ない喜びでございます。

平成二十年度事業計画及び活動内容の途中経過、

第十八

て会員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

今後も平成二十年度事業計画の更なる推進と実行に向

ij

この度、念願でありました神奈川県支部会報第一号の

発

た、多くの諸課題に取組んでまいりました。

改正に伴う「児・者一貫制の維持」に向けた活動の展開、 が会長として、障害者自立支援法の見直し、児童福祉法の 会員の皆様の力強いお力添えを賜り、微力ではございます

#

回関東・甲信越ブロック大会模様を中心に掲載させていた



神奈川県重症心身障害児・者を守る会

平成20年度神奈川県支部事業計画

〈事業方針〉

伊藤会長、伊佐次事務局長を中心に新役員体制がスタートし、半年が経過いたしました。

「重症心身障害児・者を守る会」神奈川県支部業務の活性化、活動の組織強化、役員及び会員相互のコミュニケーションの充実、役員の自覚と責任における諸課題への取組みの強化に向けて、平成 20 年度事業計画は会員の皆様のご理解と協力で順調に動き始めております。

障害者自立支援法の見直し、児童福祉法の改正に向けた「児・者一貫制の維持」の取組みを中心に、 行政、地域自治体等への請願要請行動、各種障害児・者の行事への参加、研修会、関係諸団体等の 連携、地域住民への理解と協力を訴えるとともに、事業計画の更なる前進と実行に向けて取組みます。

〈主要業務〉

- 1. 活動基盤の維持・強化
- 2. 役員相互の意思疎通の緊密化
- 3. 会員への情報提供
- 4. 新規会員の加入促進
- 5. 財務基盤の強化維持管理
- 6. 定例会議の開催
- 7. 関係諸機関、諸団体との連携強化

- ・役員の活動の活性化
- ・会務の分掌の明確化
- ・役員の人材育成強化
- •電話連絡網体制の確立
- ・緊急連絡体制の確立
- •会報の発行及び配布
- ・会員の現状把握
- ・ 替助会員の募集
- ・守る会未加入者の加入促進

平成20年度事業計画は半年が経過いたしましたが、計画の実行にあたりましては、概ね順調に進んでおります。会報第1号の発行、現在準備をいたしております賛助会員募集活動の取組み、関係諸団体との連携、各種行事への参加、勉強会、児・者一貫制維持運動における本部一体となった取組み等々、尚、会員の皆様の支部に対するご意見、ご要望等ございましたらお寄せいただくと共に、事業計画の更なる前進に向けて会員の皆様のご理解、ご協力を御願いいたします。



全国重症心身障害児・

第18回與東甲信越

重症心身障害児・者を守る会、第 18 回関東・甲信越

さる 9 月 27 日・28 日の二日間にわたって全国重症心身障害児・者を守る会、第 18 回関東・甲信越ブロック大会が栃木県那須塩原にて開催されました。

宮下栃木県支部長の開催挨拶、三村ブロック長の主催者挨拶を始め、来賓祝辞、守る会秋山副会長による障害者自立支援法見直しにおける中央情勢報告、守る会常務理事、川崎医療福祉大学学長岡田先生による「守る会の基本理念と福祉変革期の心構え」と題して基調講演が行なわれました。

また、分科会においては共通テーマ「自立支援法における重症児・者の現状と問題」について部会ごとにサブ・テーマを設けて活発な論議か交わされ、会場内も白熱した会員の熱気に包まれていました。

〈第18回関東・甲信越ブロック大会の目的〉

障害者自立支援法が施行されて三年目を迎え、様々な問題が浮き彫りになっております。 現在見直しされようとしている児童福祉法の中での「児・者一貫体制」の維持・継続は重症心身障害児・ 者にとって、切実な願いとなっております。加えて、医療費の改正に伴う在宅者や施設の問題施設事業 体系の見直し、障害程度区分の問題等々、課題が山積しております。

刻々と変化する厳しい福祉情勢の中、守る会の基本理念である「最も弱いものをひとりもれなく守る」を 実現するため、行政はもとより、社会の共感を得るにはいかに活動すれば良いかを話し合いたいと思い ます。

〈三村とも子ブロック長挨拶〉 紙面の関係から一部を抜粋いたしました

障害者自立支援法が施行され2年が経過し、5年後の施行を目途に見直しされる重症児支援に関する課題が検討されつつあります。

7月に出されました厚労省の「障害児支援見直しにおける検討会」の報告書に盛り込まれた「児・者ー 貫制の維持」継続の問題、療養介護施設問題、それに伴う程度区分の検討が重要な課題となっており ます。

また、医師看護師不足に関する問題、短期入所ベッドの利用困難、長期入所施設不足等は地域によっては深刻な問題になっております。

国も地方も財政的に厳しいこの様な時代には、弱い者にしわ寄せがきそうな状況に思われてなりません。このような時であればこそ親たちの姿勢も問われています。

親の義務と責任を果たすためにも多くを学び話し合い、理解を深めて社会や地域にも共感される活動、運動へとつなげ重症児者のよりよい生活を守りたいと思います。

全国重症心身障害児・者を守る会・

関東・甲信越ブロック大会 — 参加者の感想 -

関東・甲信越ブロック大会に参加されました方たちに分科会における白熱した論議を通して、 どのように感じられたのか、感想を寄せていただきました

○ 共通テーマ「障害者自立支援法施行後における重症児・者の現状と課題」

○ 部会サブ・テーマ

○ 国立施設部会 施設の現状と課題

○ 重症児施設部会 施設利用に関わる手続き上の諸問題

○ 在宅部会 在宅支援の充実

○ 母親部会 親の心、子のこころ

母親部会・〈守る会の運動を次の世代へ〉坂主 幸子

ブロック大会の分科会としては「母親部会」は初めてのことでテーマは特に決めずに、二人の意見発表、 意見の補足、質疑応答がなされました。

- 父親の意見は栃木県の若い保護者で、障害児とその兄弟の養育にどう心がけて来たか、実生活の 些細な事柄にも、常に兄弟に対して優しく、思いやる心を育てるよう接してきた。兄弟が障害児に対 して同じような思いで、接してくれるのを期待しながら育てている。
- 二人の方が同じようなケースで高齢になった兄弟を当然のように介護し続けてこれた、と淡々と語られた。(二人とも壮年期を越す年齢)
- 親の思いとして、重症児施設の環境も整備され、医療面も充実してきました、職員も研修をかさね、 学び、子供たちに対する看護、介護、教育、療育にきめ細やかな対応も、長年のご努力の積み重ね と試行錯誤をされて今があること。しかし、その背後に重症心身障害児、者を守る会の働き故に支え られてきたこと、会の働きを支えてこられた歴史を振り返るとき、親以外の多くの方々のご理解、ご賛 同を頂き、守られている私達。親は決してその方達の尊いご苦労を疎かにしてはならないと思う。

どのようにしたら、守る会を引き継ぐ道筋を見出せるか、支部の働きとして、守る会のアピールに新たな思いで取り組み始めようとしている。守る会には素晴らしい「守る会の基本理念(三原則)」と「親の憲章(親の心得)」に添う歩みの中で、私達の願う道が開かれるのを期待し、皆様と共に親の運動に参加していきたく願っている。

- ある施設では子供の施設入所と同時に保護者会、そして守る会会員に加わるので、入会しない方はごくまれなケースとの報告があった。
- 守る会勧誘時、メリットは何かとよく問われるが、その対応に苦慮している。それは守る会の働きを認識されて無いためではないか、是非会の存在意義をアピールすべきではないか

〈稲葉部会長〉母親部会に 79 名の方が参加された、予定外で急遽椅子を運び入れなど手間取り、お 部屋も狭く申し訳ないが、多くの方の参加を嬉しく思う。守る会の運動を次の世代へ引き継げるよう親同 士の仲間作りしていく中で現実の問題を取り上げていきたい。

第 18 回関東・甲信越ブロック大会

在宅部会報告 山崎 健一

○ 足利通園センター椎原さんからの報告

A型通園施設で一日 15 名定員(月~金 10:00~15:00)。毎日利用は難しく、週 2~3 回利用が平均。 バイタルチェックや機能訓練だけでなく、できるだけ戸外活動にも力を入れている。しかし、運営上は赤字経営で非常に厳しい状態。現在の補助金額では職員を増やす事もできず、家族や利用者の希望にもなかなか応えられない状況になっている。「生活介護」から療養介護通所型への法的転換が必要と感じている。

○ 栃木県保健福祉部障害福祉課檜山さんからの「栃木県の在宅施設について」

障害の早期発見、早期療育に取り組んでいる。障害児通園、保育、自立支援給付、地域生活支援事業 で必要に応じた対応と栃木県独自の制度(小児特定疾患、難病に対する介護人派遣、一時入院支援、 人工呼吸対象者の日中ショート)がある。

課題としては、在宅重症児への相談支援体制が、相談員の育成を含め検討していきたい。 また、二次障害の予防として在宅重症児への訪問リハビリなど、療育時を含め検討していきたい。

〈在宅部会より〉

各支部に事前アンケートを行ったが、在宅会員数が全会員の 2.7%~51.3%で平均すると 22.6%と非常に少ないことが分かった。何故、少ないのかアンケート結果の内容の問題点を含め真剣に考えていく必要がある。

〈会場より〉

私の子供は施設に入所していますが、今日この部会に参加して大変だった在宅の頃を思いだしました。今、在宅で頑張っておられる人達の話を聞いて、本当に大変な状態なんだなと感じました。守る会の会員として、施設入所の親がもっと在宅の会員に手を貸していかなければと思いました。

"弱い者を一人もれなく守る"原則のもと、一緒に頑張っていきましょう。と暖かいエールを頂きました。 時間が短かったためアンケートの結果については、意見交換等はできませんでしたが、全てにおいて支援の量や質が不足している実態に、どのようにして在宅部会が取り組んでいけば良いのか課題として整理し、取り組んでいく必要を感じました。



重症児施設部会・語り合い・学ぶ大切さ・・・

玉井 勇

私は、今回の大会で多くの会員の皆さんからの意見や要望を聞きながら、今更ながら障害者は勿論、家族の大変さを痛感いたしました。

本来ならば部会で出された会員の声を紹介するところですが、私なりに今大会を振り返り感じた事を述べたいとおもいます。

今大会の柱である障害者自立支援法の導入に伴う様々な問題が各県によって対応のしかたが大変 違うと同時に各県によって格差がある事を感じました。

また、障害者自立支援法そのものに対する理解や、勉強不足を感じたのは私だけでしょうか、神奈川県支部の意見として個別支援計画、会員の高齢化に伴う会の組織のあり方と今後の対策及び高齢の両親に変わって成年後見人に対する会への理解と参加を訴えましたが、私自身の勉強不足から各県の会員の心をとらえることはできませんでしたが、多くの会員の方たちはこの先、高齢で自分の体を維持する事で精一杯、障害者の面倒をこれまでどうりできるだろうか、子供や孫には迷惑は掛けられない、せめて自分が元気のうちに・・・・と悲痛な思いが伝わってくる今大会でもありました。

国立施設部会・医師・看護師・保母不足で 伊佐次 達保護者たちもお医者さん等集めに一役"

第一分科会(国立施設部会)では、「施設の現状と課題」というテーマのもとに、各施設の代表が3分程度の発表の後、討議に入る事とし、事前に部会へ発表原稿を提出しました。

しかしながら、提出された発表内容がいずれも五十歩百歩だったらしく、現場では、埼玉東代表一人が 発表しただけで、あとは自由討議となりました。

主な討議内容は以下の通りです。

- 1. 各施設とも医師、看護師、及び保母が不足して、非常勤やボランティアを頼りに病棟が運営されている。東京都支部では保護者たちも医師等集めに一役買っている。む
- 2. 各施設とも支援計画に対する保護者の関心がいま少し不足している。病院側の説明内容を分かるまで十分に問質して理解し、必要な事を要望する必要がある。
- 3. 各施設とも少数であるが、療育費用を全く支払わない保護者がいる。今後は、守る会が中心になって、支払うよう啓蒙する必要がある。
- 4. 独法入所者のQOLには様々な問題があるものの、大層恵まれていて、在宅者との間には、かなりの格差がある。入所者側から積極的に在宅者に手を差し伸べて支援する必要がある。

各部会とも色々な意見が出されたようですが、地方格差が生じているのを感じます。 また、保護者が日頃感じている障害者に対する思いは皆な同じです、今後も守る会の運動を通して保護者の更なる連帯意識が高まるよう頑張りましょう。

「障害者自立支援法」抜本改革、その後の検討動向

平成18年10月より全面移行された「障害者自立支援法」も、その後運用動向から様々な問題点や課題が噴出、移行後2ヵ月後の同年12月には、スムーズな「新制度移行のため1,200億円の対応策」、1年後の翌年12月には、この制度を総括し、基本的に見直すべき必要性から「19年12月に障害者自立支援法の抜本改革」が打ち出されました。

1 抜本見直しの視点として

- ① 「障害者自立支援法」の抜本的見直しの全体像を提示、施行 3 年後の見直しに向けた基本的なお課題とその方向性を明示。特に必要な事項については、緊急措置を実施。
- ② 介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としてあるべき仕組みを考察。
- ③ 利用者負担については、低所得者の負担を更に軽減するなど、負担の応能的性格を一層高めるとともに、特に障害児を抱える所帯の負担感や子育て支援の観点を考慮。
- ④ 障害福祉サービス費用(いわゆる報酬)の額の改定の実施を明示。
- ⑤ 利用者の立場に立って、簡素で分かりやすい制度体系を目指す。

2 抜本的見直しの方向性

- ① 利用者負担の在りかた。・・・・・応能負担への性格を目指す。
 - :利用者負担の一層の激変緩和を図るためさらに軽減・20年7月実施済
 - ・ 利用者負担の見直し「障害者」一ヶ月当たりの負担上限額の軽減
 - ・ 世帯の範囲の見直し「個人単位」を基本とする。
 - ・ 障害児関係「特別対策」による負担軽減措置対象となる課税世帯の範囲拡大。・・・年収 600 万円から890 万円に(市町村民税所得割額28 万円円未満)
 - ・ 居宅・通所・入所サービス共通、障害児を抱える世帯の8割以上が一ヶ月あたりの負担上限額の 軽減措置の対象に)
 - ・「特別対策」によるこの対策は平成21年以降も実質的に継続。
 - ・ 法施行後 3 年の見直しに向けて検討を急ぐ事項・・福祉サービス等の利用者負担の合計額に設けることについて検討。

② 事業者の経営基盤の強化

- : **現状と課題・従前の 90%保障**、基金の事業が未実現、日割り計算、入院、帰宅等利用日数の変動、人材の確保、報酬単価、等。
- : 「障害の特性に応じた支援の必要度」を評価するため、現状の評価制度を見直し「多領域評価」方式で行う。多領域とは、「生活介助・行動支援・生活自立支援の実態調査」の結果を踏まえ適切なまとめ方を検討する。
- ③ サービス体系の在りかた・④相談支援の充実・⑤就労支援・一般就労の促進や「工賃倍増 5 ヵ年計画」の推進・⑥ 所得保障の在りかた



3 その後の課題の検討動向と現状

- ① 平成 20 年にはいり、「障害者自立支援法」の特別対策、抜本対策の具体的検討について、国においては、関係機関において進められています。
- ② 20 年 7 月度より、すでに実施移行された利用者負担の更なる軽減策(7 月より)。また、社会保障審議会・障害部会の委員により積極的に集中論議がすすめられています。
- ③ <u>障害者各関連団体や関連事業者の、個々の意見聴取やヒアリング等による意向集約の関連する</u> 概要状況について以下報告します。

1) 骨太方針の決定(政府は経済財政会議、臨時閣議を開会催)6月27日

- ① 経済財政改革の基本方針「骨太の方針2008」が決定される。
- : 社会保障費は削減方針堅持し、供給体制のムダや非効率がないか全般的に見直す一方、介護人材の確保や少子化対策などの重要課題は従来の歳出改革とは別枠で対応し、09年度予算でも財源の重点配分を行う方針

:重点課題として

- ② 後期高齢者医療制度における・低所所得者対策・介護福祉サービスを支える人材確保対策・総合的少子化対策・障害者の生活・就労支援、雇用促進、・障害者自立支援法の抜本的見直し・家族や地域での支え会いの強化。
- 2)人材育成策・厚労省、研究会立ち上げ(7月4日)
- 3) 障害児施設を一元化・・・厚労省検討会が報告書案(7月14日)
 - :予算事業の重症心身障害児者通園事業は法制化する必要があるとした。
 - <u>:重症心身障害児施設は児者一貫した支援が必要だとして、小児神経科医などが継続してかかわれるよう配慮すべき。</u>
- 4)社会保障審議部会情報 第35回会合「応能負担に戻して」(7月15日)
 - : 障害者の要望根強く・関係団体のヒアリング(障害者団体を中心 10 団体)
 - : 与党のプロジェクトチームのまとめた「障害者自立支援法」の抜本見直し各団体とも、主に抱える障害 の種別や立場に応じた要望をあげたが、共通するものとして、浮かび上がったのは、費用負担・所得 保障に関する意見。
 - <u>: 費用負担については、特に障害者団体から「応益負担は本質に反するので応能負担に戻すべき」</u> 応益負担の考え方は消去すべき」
 - <u>: 所得保障・「住宅手当の創設」などの意見が多く、与党プロジェクトチームの示唆を後押しする立場</u>を取った団体が多い。
 - : 障害者の範囲を広げる方向・障害者程度区分認定の見直し・報酬改定について
 - : 介護保険制度との統合に触れ意見には、違いも現れた。
 - : 財源問題・ムダをなくす・増税も含めて真剣に考える時だ
 - 5)報告書まとまる(厚労省検討会)7月22日

「子どもは児童福祉法で」

<u>・今後の方向としては、障害児通園施設・入所施設をそれぞれ複数の障害に対応できるよう一元化</u> することを提言。

6) 障害児支援見直し検討会の報告書概要(8月4日)

<見直しの基本的視点>

- イ 障害児には子どもとしての育ち保障するとともに、障害への専門的な支援が必要である。
 - ① 子どもの将来の自立に向けた発達支援
 - ② 子どものライフステージに応じた一貫した支援
 - ③ 家族を含めたトータルな支援
 - ④ できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援 の四つの基本的視点を基に検討した。
- ロ 障害児支援の在りかた
 - ① 障害の早期発見・早期対応策
 - ② 就学前の支援・専門機関・教育機関で指導や支援。
 - ③ 学齢期・青年期の支援策
 - 4) ライフステージを通した相談支援策
 - ⑤ 家族支援の方策
 - ・家族は育ちの基礎であり、家族を含めたトータルな支援が必要。
 - ⑥ 入所施設の在りかた
 - ·障害児入所施設の役割は、濃厚な医療、発達支援など(重症心身障害児や重度の行動障害)、リハビリ(比較的短期の利用)・・・
 - ・重症心身障害児施設はこれに加え、児者一貫した支援の必要性を踏まえ小児神経科医などが 継続してかかわる必要がある。療養介護基準などを重症心身障害児の特性に配慮する。
 - <u>・重症心身障害児者の在宅支援のために、医療的ケアを提供できる短期入所や訪問看護、通園</u> 事業の充実を検討すべき。
 - ⑦ 行政の実施主体について・・・・
 - ⑧ 法律上の位置づけ
 - 障害児支援の各施設や事業の根拠は児童福祉法に位置づけるべき。
 - ⑨「報酬の抜本的改善を」支援法の見直し・事業者団体が意見(社会保障審議会・障害者部会、第36回部会、8月6日)
 - ⑩「障害者自立支援法」見直しへの七つの論点案示す。
 - 社会保障審議会障害者部会・9月10日開催、第38回会合
 - :「障害児は児童福祉法で」

<u>厚生労働省は、自立支援法の見直しにかかる主な論点案を七つの項目分けて示した。これま</u>でに委員から出された意見や、ヒアリングで関係団体から寄せられた意見を整理し

- <u>: 相談支援・地域における自立した生活のための支援・障害児支援・障害者の範囲・利用者負</u>担・報酬・サービス体系、障害者程度区分。
- ⑪ 地域生活を支えるには
- 第 39 回会合(20 年 9 月 24 日)社会保障審議会障害者部会
- 「地域における自立した生活のための支援」論 点として、厚労省は「地域移行の促進」「住まいの場の確保」地域生活に必要な暮らしの支

援」の観点から、施策の充実に向けた論議がなされた。



お母さんパワーに、ただ・ただ時間

川崎市多摩区民祭に<川崎守る会>がバザーで大盛況

バザーの出店をしました。

10月18日(土)見事な秋晴れの下、生田緑地公園で第31回「多摩区民祭」が行われました。「川崎守る会」としては去年に引き続き、2回目の参加になります。

7 月に行われる向ヶ丘遊園駅付近の「民家園通り商店街夏祭り」に次いで毎年 2 回バザーを出店しています。

出店する理由は"活動費"の捻出と地域への"守る会活動 啓発"が目的です。

商品を売る時は必ず守る会の"チラシ"を手渡ししています。 売上金の使途は主に「会報発行」のための費用と「関東甲信越ブロック大会参加費用」などに使わせて頂いています。 「会報」はあくまで、"カラー印刷"にこだわっています。少しでも"目を引くように"と思っていますが、トナー(インク)代がとてもかかります。

それでも、せっかく作るのだから、数あるお知らせの中で特色を出したいと思っています。





さて、"バザー"の方ですが、好天にも恵まれ、多くの来場者がありました。 伊藤会長も"ボランティア"で参加していただき、大変活躍いただきました。

また、お子さんを亡くしてからも「守る会」の活動に参加してくださるお母さんの協力は、とても強力なものでした。



「こんな物は売れないだろう・・・」と思っていた紳士者のスーツ。たまたま手に取る人がいると・・・「あらまっ、とってもお似合いじゃないですか!」と褒めちぎり、とどめは「一着200円なら買って損などとは思えませんよ」、「ズボンが合わなくても、上着が着れればブレザーとして使えますよ」など、相手に暇をつかせない巧妙な話術。

少し離れた所でその様子を見ていた私は"ひょっとしたら 二着くらい売ってしまうかも"と思って見ていましたが、な んと三着まとめて売ってしまうという、恐るべき能力を目 のあたりにしました。

まるで、蜘蛛の巣にかかった獲物を実況で見ている思い

でした。

しかも、買って行った人は最後に"ありがとう"と言い残して去っていきました。

悪く言えば、「催眠商法」かもしれませんが、被害額?にしたら 600 円ですから・・・いずれにしても売れ残りをまた持って帰るのが一番淋しい気分ですから、本当に伊藤会長をはじめとした"お母さんパワー"には、ただただ「脱帽」でした。

伊達に重症児を育てているだけじゃないなと、改めて母親の強さを実感しました。

そんなことで、予定より 1 時間以上も前に「閉店」となり、他のお店や催し物も見ることができ、楽しい一日を過ごすことができました。

会員の皆さんへ

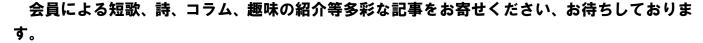
神奈川県支部賛助会員募集の御願い

守る会・神奈川県支部では会員の皆様に支部の活動 及び「障害児・者の未来にいのち・ゆたか」な安心と 生活をまもるための活動資金を多くの市民、団体等へ 賛助会員の募集を行います。

詳しくは後日、各施設の保護者会、会長を通じて、 募集案内を配布する予定です。賛助会員募集の運動に 会員の皆様方のご理解とご協力を御願いします。

神奈川県支部・会報原稿の依頼について

今回、神奈川県支部・会報第1号が発刊されました。 本来、多くの会員の声を中心に紙面を飾るところですが 初めての発行のため、今回は会長の発刊挨拶、20年度 事業計画の途中経過及び、関東甲信越大会模様を中心 に紙面を構成いたしました。今後は会員の皆様からの 原稿を中心に、また、会員相互のコミニュケーション の場となるよう心掛けてまいります。



編集後記

- 障害者自立支援法の見直し、児童福祉法改正による「児・者一貫性の維持」に向けた運動を中心に、平成20年度事業計画の更なる推進を目指して、役員一同頑張って参りますので今後も会員の皆様のご協力、ご支援を賜りますよう御願いいたします。
- 秋の行楽シーズン到来、しかし、「安・近・短」と言う言葉をご存知ですか、厳しい社会情勢を反映した安く、近く、短くの旅行が巷では流行しています。 皆さんはこの秋何処へ出かけますか、近くでは奥多摩の紅葉など素敵です、是非散策してはいかがでしょうか
- 今年もあとわずか、歳を重ねれば重ねるほど1年の過ぎるのが早く感じます。 毎年今年こそは良い年でありますようにと祈願をしますが、あまりご利益にあずかる 年は少ないようです。それでもかすかな望みを託してまた一礼二拍の神頼み。
- 早くも街のあちこちで目にとまる、忘年会、新年会、のチラシ、また、デパートでは、早くもクリスマス、年末商戦、今年もお世話になったあの方へ、彼氏や彼女へのプレゼントと厳しい財布と相談しながら悩むのもチッポケな幸せかもしれません。

神奈川県支部当面の活動

神奈川県支部の活動については、事業計画の中で途中経過を会報にてお知らせいたしましたが、(下 半期)における当面の活動予定をお知らせします。

1. 当面の事業活動

- 会報の年内発行
- 賛助会員募集のお願い(年内・年明け早々に会員の皆さんへお願い)
- 役員会(事業計画の推進・各種行事への参加・研修会等)
- 講演会の開催(年明け早々予定)

2. 当面の活動及び行事予定

- 県・守る会役員会
 - 父母連「地域交流会」奏野市
- 重心協連絡会

• 父母連幹事会

県・守る会役員会

父母連幹事会

父母連福祉促進大会

埼玉県守る会勉強会

- 関ブロ専門部会会議
- 埼玉県守る会勉強会

父母連幹事会



ひとり言 (もうすぐ迎えるお正月)

今年も2ヶ月余り、年を重ねれば重ねるほど月日の過ぎるのを早く感じます。 街のあっちこっちに目につく忘年会、新年会のチラシ、また、デパートではクリ スマス、年末商戦が始まりましたが、不景気風が日本列島をすっぽりつつみ、 クリスマス、正月気分どころではないようです。

皆さんのご家庭ではどのようにお正月を過ごされますか?

我々の若かった頃は玄関に門松が立ち、母親のつくるおせち料理が食卓に並 び、父親を中心にお雑煮を食べ新年を祝ったものです。

しかし、最近は家庭でのお正月を迎える人が少なくなり、海外やふるさとで過

ごす人達が増えています。我が家の正月も子供たちが銘銘独立し、以前とは様変わりしましたが、暮 れから正月にかけて泊りがけでにぎやかに除夜の鐘を聞きながら新年をむかえます。

12 月になると妻と私は、今年の正月は、何をしょうかと、あれこれ迷うのも楽しみであり、幸せな時間で す。来年こそは良い年でありますようにと、もうすぐ迎える新年に、ふっと・・・・・ひとり言

玉井 記

